

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	大口町 健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「健康増進に関する事務」を行うため「健康管理」システム等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①がん検診 ②肝炎ウイルス検診 ③骨粗しょう症検診 ④歯周疾患検診 ⑤生活保護世帯対象健診 上記健(検)診における対象者の抽出、健診の受付、受診票の作成、健診結果の管理照会、指導内容の管理
③システムの名称	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第111項(健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに健康増進法第17条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(以下「表」という。) 【情報照会の根拠】表139の項 【情報提供の根拠】表139の項 2. 表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】表42の項 【情報提供の根拠】表42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号0587(95)1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部健康課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0053
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する団体内統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	課長 佐藤幹広	課長 服部昭彦	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和4年2月1日	I-1-② 事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①がん検診 ②肝炎ウイルス検診 ③骨粗しょう症検診 ④生活保護世帯対象健診 上記健(検)診における対象者の抽出、健診の受付、受診票の作成、健診結果の管理照会、指導内容の管理	健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①がん検診 ②肝炎ウイルス検診 ③骨粗しょう症検診 ④歯周疾患検診 ⑤生活保護世帯対象健診 上記健(検)診における対象者の抽出、健診の受付、受診票の作成、健診結果の管理照会、指導内容の管理	事前	
令和4年2月1日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月1日	I-4-② 法令上の根拠		1.番号法第19条第8号別表第二 【情報照会の根拠】102の2の項 【情報提供の根拠】102の2の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】第50条 【情報提供の根拠】第50条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年1月4日 時点	事前	
令和4年2月1日	II-2 取扱者数	500人未満 令和2年2月1日 時点	500人未満 令和4年1月4日 時点	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部健康生きがい課	大口町健康福祉部健康課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部健康生きがい課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0051	大口町健康福祉部健康課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0053	事前	
令和6年10月1日	I-3 法令上の根拠	第9条第1項、別表第1、第76項(健康増進に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに健康増進法第17条	第9条第1項別表第111項(健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに健康増進法第17条	事後	
令和6年10月1日	I-4-② 法令上の根拠	1.番号法第19条第8号別表第二【情報照会の根拠】102の2の項 【情報提供の根拠】102の2の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】第50条 【情報提供の根拠】第50条	1.番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(以下「表」という。) 【情報照会の根拠】表139の項 【情報提供の根拠】表139の項 2.表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】表42の項 【情報提供の根拠】表42の項	事後	
令和6年12月17日	IV-8 人手を介在させる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事前	
令和6年12月17日	I-1-③ システムの名称	健康かるてシステム(住民検診) 住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
令和6年12月17日	表紙 特記事項	大口町は、「健康増進に関する事務」を行うための「健康かるてシステム(住民検診)」を使用している。	大口町は、「健康増進に関する事務」を行うための「健康管理」システム等を使用している。	事前	